

ー市外へ転出される方ー



◎転出手続は、転出する日の2週間ほど前から行うことができます。

◎新しい住所地にお住まいののち、14日以内に転入届の提出が必要です。

◎3月下旬から4月初旬及び月曜日・金曜日は、窓口が大変混み合い時間がかかることが予想されます。 **若林区**

◎(※)印がついているものは、写真が貼付された官公署発行の公的証明書(マイナンバーカード・運転免許証など)

1点、または写真のない公的証明書(資格確認書・年金手帳など)2点の提示等が必要になります。

◎下記に記載のほかにも手続きや書類が必要となる場合があります。

■住民登録など			
確認欄	手続き内容	手続きに必要なもの等	担当課・窓口
	転出届出をするとき	☐ 本人確認できるもの(※) ☐ 代理の方が届ける場合は委任状 (同一世帯員の場合は不要)	戸籍住民課 1階②番 1階①番 1階②番 1階②番 (後日手続の場合は①番) 1階②番 (後日手続の場合は⑧番)
	戸籍の届出もあるとき	右記担当課・窓口にお問い合わせください。	
	マイナンバーカードを継続利用するとき	転出先市町村でお手続きください。 (カード交付申請中の場合は、再度の手続きが必要)	
	印鑑登録をしているとき	転出予定日をもって自動で廃止になり、届出は不要です。	
	介護保険被保険者証が交付されているとき	☐ 介護保険被保険者証	
	国民健康保険に加入しているとき	☐ 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ	

■子育て			
★印は若林区役所以外の組織です。			
確認欄	手続き内容	手続きに必要なもの等	担当課・窓口
	妊娠中の方又は乳幼児のお子さんがいるとき	☐ 住所変更連絡票(母子健康手帳別冊妊産婦編に添付)	家庭健康課 2階②⑧番
	児童手当を受けているとき	右記担当課・窓口にお問い合わせください。	保育給付課 2階②⑨番
	子ども・母子父子家庭への医療費助成受給者証の交付を受けているとき	☐ 医療費助成受給者証	
	児童扶養手当または特別児童扶養手当を受けているとき	☐ 手当証書または認定通知書	
	お子さんが保育施設等を利用中または利用申込みをしているとき	右記担当課・窓口にお問い合わせください。	
	小児慢性特定疾病受給の認定を受けているとき	☐ 小児慢性特定疾病医療受給者証 詳しくは右記担当課・窓口にお問い合わせください。	
	未熟児養育医療の受給認定を受けているとき	☐ 養育医療券 詳しくは右記担当課・窓口にお問い合わせください。	
	自立支援医療(育成医療)の受給認定を受けているとき	☐ 自立支援医療(育成医療)受給者証 詳しくは右記担当課・窓口にお問い合わせください。	★ご利用している幼稚園・認定こども園 ★仙台市幼児教育無償化事務センター ☎022-214-8978
	新制度幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)を利用しているとき(教育・保育給付認定を受けているとき)	☐ 教育・保育給付認定申請書兼家庭状況等変更届 詳しくは右記にお問い合わせください。	
	従来制度幼稚園、幼稚園預かり保育、認可外保育施設・一時預かり事業等を利用しているとき(施設等利用給付認定を受けているとき)	詳しくは右記にお問い合わせください。	

(2枚目につづく)

(令和8年1月1日現在)

■国民健康保険				
確認欄	手続き内容	手続きに必要なもの等	窓口	
	国民健康保険料の納付が済んでいないとき	□納付書 ※お持ちでない場合は再発行します。	保険年金課	1階⑧番
■介護認定を受けている方・65歳以上の方・障害のある方				
確認欄	手続き内容	手続きに必要なもの等	担当課・窓口	
	後期高齢者医療に加入していたとき	□後期高齢者医療資格確認書	保険年金課	1階⑧番
	後期高齢者医療保険料の納付が済んでいないとき	□納付書 ※お持ちでない場合は再発行します。		
	介護保険の要介護認定を申請中のとき	□介護保険資格者証 □介護保険負担割合証（お持ちの方のみ）	介護保険課	1階⑪番
	転出先住所が介護保険施設のとき	□介護保険被保険者証 □介護保険負担割合証（お持ちの方のみ）		
	心身障害者医療費受給者証の交付を受けているとき	□医療費受給者証	障害高齢課	1階⑬番
	各種手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）が交付されているとき	住所変更などの手続きは転出先の市町村にお問い合わせください。		
	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・外国人障害者福祉手当を受けているとき			
	自立支援医療費受給者証（更生医療・精神通院医療）が交付されているとき			
	特定医療費（指定難病）医療受給者証が交付されているとき	□特定医療費（指定難病）医療受給者証 □印鑑		
	心身障害者扶養共済制度に加入しているとき	転出先の市町村にお問い合わせください。		
	各種障害者福祉サービス（通所・障害者ヘルプ等）を受けているとき	右記担当課・窓口にお問い合わせください。		
	敬老乗車証（70歳以上の方）の交付を受けているとき	□敬老乗車証 □本人名義の通帳とシャチハタ以外の印鑑（本人以外の通帳に振込む場合は右記担当課・窓口にお問い合わせください。）		1階⑫番
	各種高齢者保健福祉サービス（緊急通報システム・食の自立等）を利用しているとき	右記担当課・窓口にお問い合わせください。		

■その他（税金、自動車・バイク、電気・ガス・水道等）				★印は若林区役所以外の組織です。
確認欄	手続き内容	手続きに必要なもの等	担当課・窓口	
	市・県民税の納付が済んでいないとき	各納期限までに納付してください。 詳しくは、右記担当課・窓口にお問い合わせください。	★南徴収課 ☎022-214-8153 市税の納付は金融機関または区役所税務会計課でも受け付けます。	
	固定資産税の納付が済んでいないとき			
	軽自動車税の納付が済んでいないとき			
	50～125ccの原付バイクをもっているとき	□ナンバープレート □標識交付証明書	税務会計課	1階⑯番
	軽自動車を持っているとき	右記担当課・窓口にお問い合わせください。	★宮城県軽自動車協会 ☎050-3816-1830	
	126cc以上の二輪バイク、普通自動車（白ナンバー）を持っているとき		★東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011	
	水道の使用をやめるとき		★水道局コールセンター ☎022-748-1111	
	市ガスの使用をやめるとき		★仙台市ガス局お客様センター 一引越専用 ☎0800-800-8978	
	電気の使用をやめるとき		★各電力小売事業者	

詳しい手続き内容や期限などは、各担当課・窓口へご確認ください。

若林区役所 022-282-1111（代表）

（令和8年1月1日現在）